

議案第49号

京田辺市無料自転車駐車場条例の一部改正について

京田辺市無料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める

。

令和7年9月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、令和7年4月1日に改正された道路交通法施行規則において、原動機付自転車の区分が見直され、最高出力を4kWに制御された総排気量125CC以下の二輪車が、現在は総排気量50CC以下とされている一般原動機付自転車に新たに区分されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市無料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市無料自転車駐車場条例（令和3年京田辺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（50CC以下）」を削り、同条第3号中「車両」を「自動車」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第9号」に改め、同号ただし書を削る。

第5条第9号中「車両」を「自動車」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「及び車両」を「及び自動車」に改める

。

第11条第2項中「車両」を「自動車」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市無料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。ただし、三輪以上のものを除く。</p> <p>(3) <u>自動車</u> 法第2条第1項第9号に規定する<u>自動車</u>をいう。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 駐車場の利用者は、駐車場内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>自動車</u>を駐車しないこと。</p> <p>(10) 及び (11) (略)</p> <p>(自転車等及び自動車の撤去等)</p> <p>第10条 市長は、第5条各号の規定を遵守しない利用と認められる場合は、自転車等及び自動車（以下「車両等」という。）を撤去し、保管することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額は、原動機付自転車及び自動車にあっては1台につき3,000円とし、自転車にあっては1台につき2,000円とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車<u>(500CC以下)</u>をいう。ただし、三輪以上のものを除く。</p> <p>(3) <u>車両</u> 法第2条第1項第8号に規定する<u>車両</u>をいう。<u>ただし、原動機付自転車(500CC以下)を除く。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第5条 駐車場の利用者は、駐車場内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>車両</u>を駐車しないこと。</p> <p>(10) 及び (11) (略)</p> <p>(自転車等及び車両の撤去等)</p> <p>第10条 市長は、第5条各号の規定を遵守しない利用と認められる場合は、自転車等及び車両（以下「車両等」という。）を撤去し、保管することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額は、原動機付自転車及び車両にあっては1台につき3,000円とし、自転車にあっては1台につき2,000円とする。</p>	<p>道路交通法施行規則の改正に伴う削除</p> <p>定義の見直しによる字句の整理</p>